内閣府

令和８年１１月１１日
～美ら島の未来を拓く～
沖　縄　総　合　事　務　局

一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消し処分について

下記のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、令和８年１１月１１日付けで、道路運送法第４０条の規定に基づく同法第４条の許可の取消し処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

１．処分対象事業者

・事業者名　：　合名会社山一交通
・住　　所　：　沖縄県南城市玉城船越１１９１
・代表者名　：　山田　隆一

２．処分内容

・一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消し
・処　分　年　月　日　：　令和８年１１月１１日
・許可取消の効力発生日　：　令和８年１２月１１日

３．違反行為の概要等

令和８年７月３０日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、健康診断未受診による運行業務や無登録運転者の乗務等、合計１１件の道路運送法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました（詳細は別紙参照）。

その結果、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成２１年９月３０日付け沖縄総合事務局長公示第６１号、令和８年１０月１日一部改正）（※）６．（１）①の許可の取消し処分の対象となる「累積点数８１点以上」に該当。

（※）沖縄総合事務局運輸部ＨＰに掲載しています。
https://www.ogb.go.jp/unyu/gyousei/004155/unyu_gyousei_1

＜問い合わせ先＞
運輸部監査指導課　具志堅・友利・小谷
TEL　098-866-1837（直通）

別紙

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年11月11日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合名会社山一交通 沖縄県南城市玉城船越1191
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県南城市玉城船越1191
(4)	行政処分又は命令の内容	一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消し
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	行政処分等を受けた後に事業の改善状況が確認できなかったことを端緒として、令和8年7月30日に監査を実施したところ、11件の違反が確認された。 (1)事業計画の変更認可違反(車庫の位置、収容能力)をしていたこと。 (道路運送法第15条第1項) (2)苦情処理記録を保存していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項) (3)運転者の健康状態の把握が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項) (4)点呼を実施していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項) (5)乗務員台帳を作成していないものがあったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項) (6)運転者に対し、輸送の安全確保について適切な指導監督を怠っていたこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) (7)高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導を怠っていたこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項) (8)高齢運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項) (9)定期点検整備を実施していない事業用自動車があったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第45条) (道路運送車両法第48条) (10)登録運転者以外の者を運転者として乗務させていたこと。 (タクシー業務適性化特別措置法第3条) (11)運転者証を返納していなかったこと。 (タクシー業務適性化特別措置法第16条第1項、第2項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所)　　56点 (事　業　者)　　102点